

令和 6 年度東京都児童相談体制等検討会 第 1 回（市町村部）

<議事要旨>

1 会議概要

（１）開催日時

令和 6 年 7 月 2 6 日（金）午前 1 0 時 0 0 分から 1 1 時 3 0 分

（２）開催方法

対面開催

2 議事内容

（１）児童相談体制における現状把握のための調査結果

都事務局より資料「児童相談体制における現状把握のための調査結果」に基づき説明

（２）調査結果をふまえた今後の取組の方向性

都事務局より資料「調査結果をふまえた今後の取組の方向性（案）」、資料編「合同研修の進め方」に基づき説明

（３）今後の児童相談体制等検討会の進め方

都事務局より資料「今後の児童相談体制等検討会の進め方（案）」に基づき説明

【主な意見交換等】

① 業務の標準化

- ・ 対応策として、ハードとソフト面があると思うが、入所先が見つからない、という課題に対して入所調整効率化というソフト面の解決策になっている。今後、必要な施設数の検討など、ハード面の整備も視点に入れた方が良い。

（都回答）

今年度は社会的養育推進計画の改定時期でもあり、計画の検討と併せて、入所先である施設の在り方なども検討していくこととなる。実情として、施設においても個別的ケアが必要な児童が増えていることから、施設への支援のあり方も含めて検討をしていきたい。

- ・ ケース移管や家庭復帰のルールなどの検証だけでなく、例えば、情報システムの共有など、他の分野の進んだ取組を参考にしつつ連携することで、子供の最善の利益を守る取組が進むのではないかな。

(都回答)

情報の共有は大事なテーマ。国の「要保護児童に関する情報共有システム」により、児童相談所(以下、「児相」と市区町村間での必要な情報の相互閲覧は可能。しかし、調査結果では、うまく活用出来ていない実態も伺えた。活用の仕方の検証が必要。また自治体間のシステム連携については、調査では賛成・反対それぞれの意見があった。個人情報管理等の課題があり、今後意見をいただきながら、検討したい。

② 個別ケースに係る専門性向上

- ・ 子供家庭支援センター(以下、「子家セン」)が児相に送致したケースで、その後のケースワークが上手く進まない場合に、「児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール(東京ルール)」における「通知」制度について十分活用しきれていない。互いの認識に齟齬がある場合に、第三者的な視点から助言を行う専門相談窓口の仕組みの構築を進め、適切に対応できるような方法を検討することが必要。
- ・ 「通知」制度は、基本的には最終手段という認識で、ハードルが高い。最終手段を選択する前に、第三者的な立ち位置である専門相談窓口に相談出来ると良い。

③ 人材育成の共同推進

- ・ 若手職員については、人数規模的に研修に行かせにくいのが実態だが、人材育成の共同推進によって、合同研修への参加や他自治体・児相の事例の経験も積ませていきたい、と期待している。

(都回答)

「こども家庭センター体制強化事業」や「都児童相談所と子供家庭支援センターの連携強化事業」の活用を検討いただきたい。

- ・ 人事交流について、一職場5年間のスパンで人事異動がある中、経験3年目の中堅職員を児相へ派遣し、1~2年後に子家センに戻ってきた時には異動となってしまう。経験のない職員が子家センに異動する前に、都児相へ派遣できるパターンもあると、都から子家センに戻ってきた後、複数年子家センの現場に在籍可能となり、都のやり方も浸透する。中堅と未経験職員の2パターンを検討してもらいたい。

④ 子家センの体制強化と連携強化

- ・ こども家庭センターを設置し、子育て世代包括支援センターも同組織となり、母子保健部門とより密接な関係の構築が必要となっている。これまでも自治体内では調整会議や合同会議により連携強化を図っているが、都において保健所など保健部門との連携のために実施・検討している取組等はあるか。

(都回答)

児相の援助方針会議に、子家センや母子保健部門の職員が見学するなど、互いに知り合えるような取組や、保健部門の職員も参加可能な研修の企画など、連携強化となる策を講じていきたい。

- ・ 児相と地域がそれぞれの専門的スキルをどのように活かすかが重要。地域の子供や親子のために、それぞれの役割分担等について、対等に話せる関係がないと、連携がうまく進まない。知識だけでなく、意識も持てるような研修の企画を期待する。

⑤ 都児童相談所の体制強化

- ・ 多摩地域を所管する児相の新設に向けた計画はすでに公表されているところだが、進捗はどのようになっているか。

(都回答)

町田児相については、町田市と連携しながら来年度開設に向けて準備を進めている。多摩中部児相及び西多摩児相については、今年度基本計画を策定する予定。基本計画がある程度まとまった段階で、市と調整しながら対応を進めたい。

⑥ ケアニーズの高い児童への専門的な支援

- ・ 現状、子家センの心理職の活用は課題であり、心理職の専門性を活用できず、一ケースワーカーとして活動している。また、心理職向け研修についても、子家センには正規職員の配置が少なく、実施が難しく課題である。

(都回答)

今回実施した調査でも、子家センの心理職の多くが一ケースワーカーとして対応をしていると把握した。地域における専門性の発揮については、例えば、一時保護に至る前に子家セン心理職として、PCIT や CARE (ケア) 等の心理療法やグループ活動などを通じて、親子が地域の中でいつまでも安心して生活できるような専門的支援を担えるようになることと考える。心理職向けの研修も実施していきたい。

⑦ 今後の児童相談体制等検討会の進め方

- ・ 部会とワーキングについて、各ブロックの代表が参加とのことだが、自治体によってやり方や抱える課題や課題認識など、異なる。開催方法等について、区と市町村に調整を図って、決めてもらいたい。
- ・ 業務の標準化に係る検討を進めるに当たり、移管の進め方や東京ルールの取扱いについてや、オール東京としてどのようにしていくかの視点が必要。ついては、部長級の確認の場も必要。検討会については現状 2 回の設定だが、全体で確認する事項が出た

際には、臨時会などの開催の可能性もある、とした方が良い。

- ・ 子家センによってやり方や規模・人員体制が異なる。市町村なりの困難さもある中でどのように連携していくか、各自治体の状況も考慮しながら検討していけると良い。